

区外秘

青木平区自治会

青木平 くらしのガイド



人と野鳥のサンクチュアリ



平成 29 年 4 月 初

— MEMO —

目次

| | |
|-----------------------------|--------|
| 青木平区自主防災会より..... | - 5 - |
| 1. 家屋の耐震診断と補強 | - 5 - |
| 2. ブロック塀の点検と改善 | - 5 - |
| 3. ガラスの飛散防止 | - 5 - |
| 4. 家具類の転倒・落下防止 | - 5 - |
| 5. 食料・飲料水の備蓄 | - 6 - |
| 6. 出火防止と消火作業 | - 6 - |
| 7. 非常持ち出し品の準備 | - 6 - |
| 8. 家庭の役割分担 | - 6 - |
| | |
| わが家は大丈夫！『黄色いハンカチ作戦』 | - 7 - |
| 1. 地震発生・家族の安否確認と避難の準備 | - 7 - |
| 2. 『黄色いハンカチ』で無事を合図 | - 7 - |
| 3. 班の集合場所へ移動開始 | - 7 - |
| 4. 中央公園へ避難開始 | - 7 - |
| 5. 救援・救出活動について | - 8 - |
| | |
| 自主防災会本部立ち上げ..... | - 8 - |
| 青木平区 避難行動フロー図..... | - 8 - |
| もし、警戒宣言が発令されたら..... | - 9 - |
| 家具などの転倒防止対策について..... | - 10 - |
| 非常持ち出し品・備蓄品..... | - 12 - |
| 災害用伝言ダイヤル『171』の使い方..... | - 13 - |
| 青木平区 防災設備 MAP..... | - 14 - |
| 消火栓の使い方 | - 15 - |
| | |
| 青木平区の年間行事カレンダー..... | - 16 - |
| | |
| 青木平区規約..... | - 17 - |
| 青木平区運営細則..... | - 25 - |
| 青木平区会費細則..... | - 27 - |
| 青木平区自主防災運営細則..... | - 28 - |

| | |
|--|--------|
| 青木平区自主防災組織図..... | - 31 - |
| 富士宮市からの委嘱委員の仕事について..... | - 32 - |
| 環境美化推進委員..... | - 32 - |
| 青木平区環境美化委員の仕事内容..... | - 32 - |
| 青木平区環境美化委員の引き継ぎ内容..... | - 33 - |
| ゴミ集積所の清掃当番表（参考資料） | - 35 - |
| 民生児童委員 | - 37 - |
| 保健委員 | - 37 - |
| 防災委員（各班選出の防災委員ではありません） | - 37 - |
| 青少年指導員 | - 38 - |
| 富丘地区社会福祉協議会からの委嘱委員の仕事について..... | - 38 - |
| 地域代表 | - 38 - |
| 体育委員 | - 38 - |
| 青木平区 役員持ち回り表..... | - 39 - |
| 「青木平区役員持ち回り表」新規作成の考え方..... | - 40 - |
| 1. 新たな役員持ち回り表を作成に関する考え方（基本原則） | - 40 - |
| 2. 班編成の改編に伴い、任期中に班の異動が生じた場合の処置について | - 40 - |
| 3. 特例処置（2017年、2018年を調整期間とし、特例処理を講じた） | - 40 - |
| 青木平区 中央公園清掃について..... | - 41 - |
| 防災訓練時の各班の役割表..... | - 42 - |
| 青木平夏祭り実行委員長・アトラクション・出店 分担表..... | - 42 - |
| 困った時の連絡先..... | - 43 - |

青木平区自主防災会より

2011年3月11日、私たちが今までに経験したことがない、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の超巨大地震が発生しました。

この東日本大震災からはや5年が経過しましたが、この地震を契機に、日本の各地で地震が多発し、つい最近では熊本で震度7を記録する大きな地震が連続して発生するなど、不安な状況が続いています。

とりわけ、東南海地震の発生が危惧されている静岡県では、大地震発生を想定した防災訓練が毎年大規模に行われています。

このような状況の中、青木平区は安居山断層と芝川断層の二つの断層に挟まれ、隆起した土地であることを認識しておくことも大切です。

自らの命と財産を守るためにも、日頃の防災対策は欠かせません。多くの人命を奪う原因の一つとして、家屋の倒壊や、家具の転倒があります。家屋の耐震診断と補強、家具の転倒防止対策は、是非お願い致します。

また、万が一大地震が発生した場合は、大都市圏を含む広域被害が想定でき、食料や飲料水などの救援物資が滞ることも考えられます。

青木平区は『在宅避難』を基本としていますので、各ご家庭での食料、水等の備蓄を心がけてください。



1. 家屋の耐震診断と補強

昭和56年(1981年)5月以前に建築された**木造住宅**は、富士宮市の建築指導課に申し込めば、無料で専門家による耐震診断が受けられます。耐震補強に対しても補助が行われます。

＝補助の対象＝ (富士宮市ホームページより、2013年03月29日掲載)

昭和56年(1981年)5月31日以前に着工された木造住宅で、耐震診断の結果、耐震評点1.0未満のものの耐震評点を0.3以上あげ、かつ1.0以上とする耐震補強工事。

2. ブロック塀の点検と改善

ブロック塀の倒壊は、通行人への被害に留まらず、避難路や緊急車両の通行の妨げとなります。危険と判断されたものは補強するか、柵や生け垣に取り換える必要があります。

3. ガラスの飛散防止

ガラスの飛散による負傷も考えられます。強化ガラスや飛散防止フィルムを貼ることで防止できます。

4. 家具類の転倒・落下防止

タンスや食器棚など家具類はしっかりと固定し、高い所に物を置かないようにしましょう。





5. 食料・飲料水の備蓄

大震災が発生した場合は、道路や水道施設が破損して使用できなくなることが考えられます。大都市圏を含む広域被害により、行政による救援活動もすぐには行われません。

青木平区では『在宅避難』を基本としていますので各家庭において1週間（7日間）程度は生活できるように、みなさんには下記のような食料や飲料水の備蓄を強く要望いたします。

**食料は非常食3日分を含む7日分、
飲料水については、1人1日3リットルを3日分**

*毎年富士宮市より配給される非常食はごく少量なものであり、青木平区では、これを防災訓練時における給食訓練に使用しています。

災害時に各家庭に配るだけの非常食および飲料水は備蓄しておりませんので、各家庭にて必ず備蓄してください。

6. 出火防止と消火作業

青木平区周辺の山林は、冬の乾燥期には山火事になる危険があります。出火の際には初期消火が極めて大切ですので、**消火器を備え**、すぐに使えるようにしておきましょう。

また、ガスボンベの転倒防止やストーブは耐震自動消火装置付きにするなど、器具そのものの対策もしておきましょう。

避難時には、誰もいなくなった家屋で電気の復旧による通電や配線のショートが原因と考えられる火災が発生しています。

避難時には必ずブレーカーを切ることを忘れないでください。



7. 非常持ち出し品の準備



避難時にすぐに取り出せる場所に保管し、家族の人数に合わせて用意してください。当面暮らせるだけの食料・飲料水・日用品・貴重品等を準備しておきましょう。

また、日ごろ服用している薬や、かかりつけ医、介護支援者などを記載したものを非常持ち出し品の中に入れておきましょう。



8. 家庭の役割分担

日ごろの防災対策や突然地震が発生した時に、“誰が、何を”するのか、家庭内で話し合っておきましょう。

わが家は大丈夫！『黄色いハンカチ作戦』

災害時の安否確認を迅速に行うために

= 震度 5 強以上で実施 =

震度 5 強以上で市の同報無線を通じて放送されます。

1. 地震発生・家族の安否確認と避難の準備



(1) 家の中の安全な場所へ避難し、揺れがおさまるのを待つ。家族の安否を確認する。

(2) ガスの元栓を締め、身の回りの火の始末をおこない、電気のブレーカーを落とす。

(3) 負傷者や火災が発生した場合は、近隣に大声で救援を求めましょう。火が出た時は直ちに消火活動に移る。※ 家庭内に消火器を必ず備えておきましょう。

(4) 異常がなければ、もう一度、ガスの元栓、電気のブレーカーを確認し、玄関前に『黄色いハンカチ』を掲げる。



2. 『黄色いハンカチ』で無事を合図

(1) 各家は、玄関先に「黄色いハンカチ」を掲げ無事を知らせる。

(2) 班のグループ長は、玄関先に掲げられた「黄色いハンカチ」を目印に、班員の安否を確認する。

(3) 班のグループ長またはお隣は、要援護者のいる家に声をかけ、支援の要否を確認する。

(4) 異常があった場合はグループで救援活動に入るとともに、班長に連絡して班全体の救援活動を依頼する。

3. 班の集合場所へ移動開始

(1) 各世帯は、グループでまとまり予め決めておいた班の集合場所に行き、そこで待機する。

(2) 班の集合場所へ到着した班のグループ長は、班員の安否状況

(黄色いハンカチ掲出状況) および、要援護者の状況を班長に連絡する。

(3) 班の防災委員は班長と連携し、班内の避難状況を把握し、区の災害対策本部に行き、町内会長に避難状況を報告する。

※防災委員は車、バイク、自転車等を使用し、対策本部と班の集合場所で待機する自班との情報連絡を行います。



4. 中央公園へ避難開始

班長は、班の防災委員からの連絡を受け、指示に従い中央公園へ避難を開始する。

中央公園では班毎に集合しましょう。



5. 救援・救出活動について

ケガをされた方がいる場合は、まずは救援要請を図るため公園へ向かい、複数の応援者とともに救出行動をとりましょう。

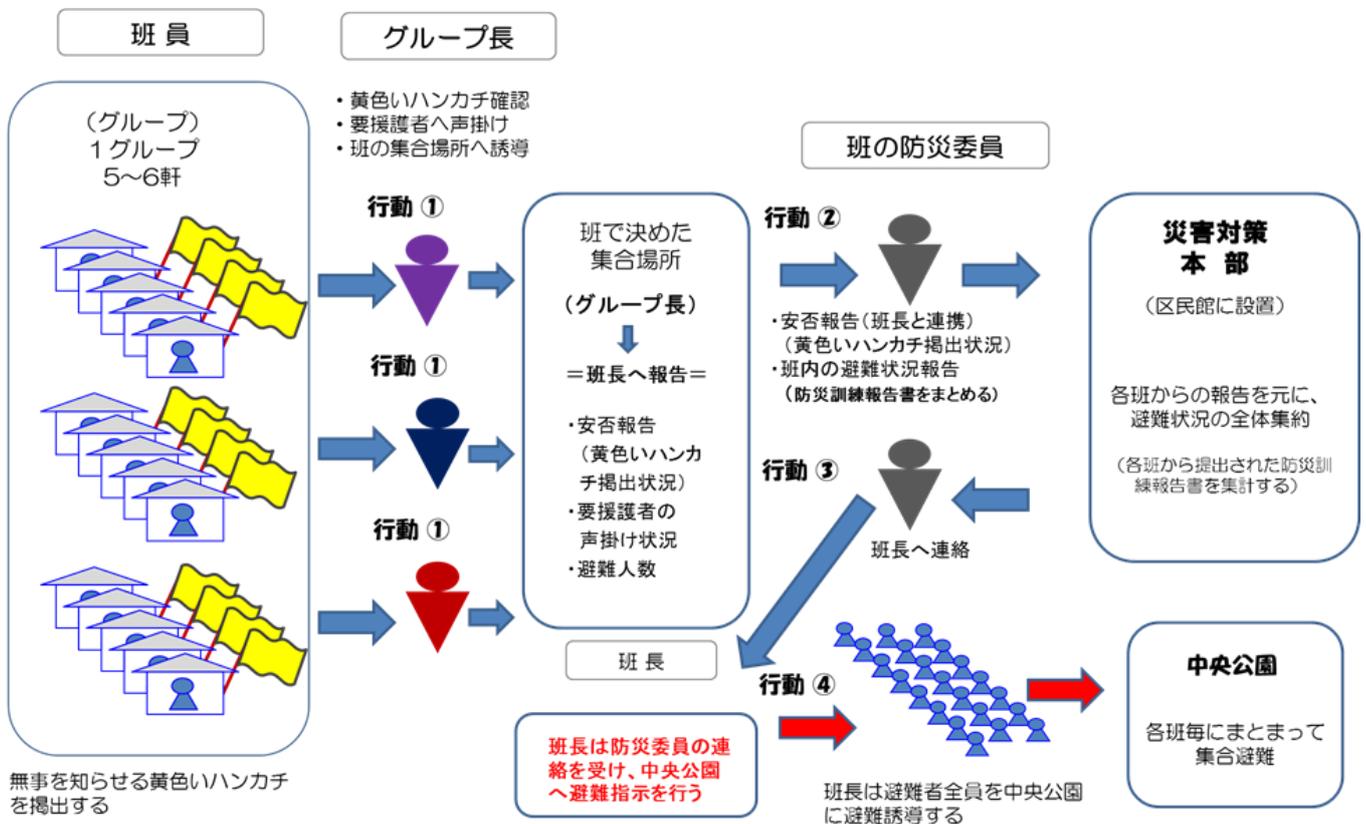
一人で行う救出行動は危険です。余震の発生も考え、二次災害を防ぐためにもなるべく複数で行動しましょう。

自主防災会本部立ち上げ

1. 防災本部要員（区長、町内会長、防災委員長をはじめとする区の執行役員）は地震の揺れがおさまったら速やかに区民館に集合し、災害対策本部を立ち上げる。
2. 町内会長は、所属の班の防災委員から状況を聴取し、本部長（区長）に報告する。
3. 本部長は、区全体の被災状況を確認し、被災の状況に応じて救護、救援活動を発令する。異常がなければ各班の集合を解き、帰宅を指示する。
4. 大災害になった場合は、本部は一時避難所（中央公園）の運営を開始し、行政の指示や、災害状況、備蓄物資状況、公的機関の支援状況を勘案して市の指定避難所（富丘小学校）へ避難するか否かを判断、決定する。

※家屋の倒壊、半壊など、『在宅避難』が難しい場合は、指定避難所へ避難する。

青木平区 避難行動フロー図



もし、警戒宣言が発令されたら

静岡県『地震防災ガイドブック』より抜粋



2) 東海地震の予知に関する情報の発表

科学技術の進歩により、警戒宣言の前に、観測データの変化の推移について説明できると考えられ、東海地震の前兆現象の可能性が高まったことを示す情報が、次の3つに区分して発表されます。

東海地震観測情報

観測データに異常が現れているが、前兆現象かどうか直ちに評価できない場合に発表されます。(※東海地震の発生のおそれなくなったときや、東海地震とは直接関係ないと判断されたときにも発表されます。)

東海地震注意情報

前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されます。これを受け、準備行動を始めます。(※判定会開催は、この情報の中で報じられます。)

東海地震予知情報

東海地震が発生するおそれがある場合に発表されます。この発表と同時に、警戒宣言が発令されます。(※注意情報と予知情報は、解除する場合にも発表されます。)



3) 警戒宣言の発令

観測データの異常が増大し、東海地震の発生のおそれがある場合に、気象庁長官からの報告を受けて、内閣総理大臣は、静岡県を含む「地震防災対策強化地域」に対して、「警戒宣言」を発令することになります。

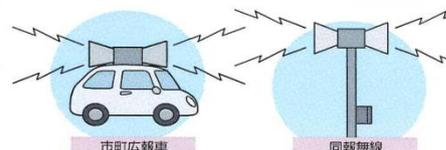
このとき、同時に気象庁から東海地震予知情報が発表されます。

警戒宣言とは

「2・3日以内(または数時間以内)にマグニチュード8程度の大地震(東海地震)が発生し、静岡県全域を含む地域が震度6弱以上の地震の揺れに襲われる」という警告であり、「大規模な地震の発生に備えて、安全の確保や防災準備を行なってください」という指示です。

(注) 警戒宣言が発令されてから、地震発生までの時間が短いことも考えられます。

東海地震注意情報などの発表や警戒宣言の発令は、テレビやラジオで報道されます。また、市町の広報車や広報用スピーカーなどでも伝えられます。特に、警戒宣言ではサイレンを鳴らすこととなっています。



家具などの転倒防止対策について

静岡県『地震防災ガイドブック』より抜粋

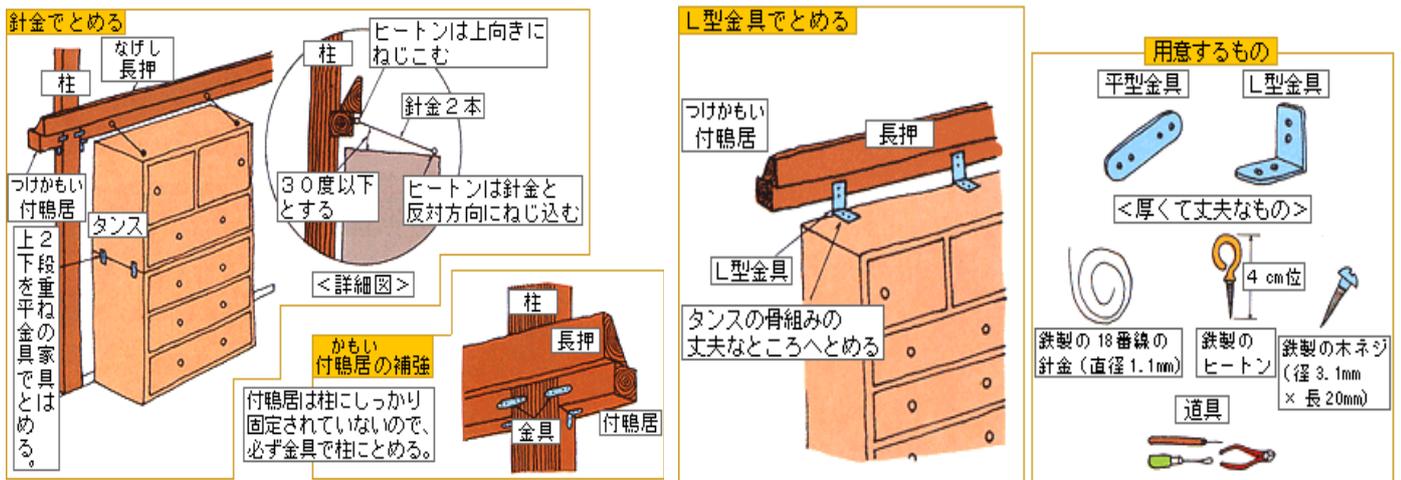
どんなに建物を丈夫にしても、地震のときに、タンスや食器戸棚が倒れてきてケガをしてはなにもなりません。特に、寝室のタンスや食堂の食器棚、玄関の下足棚などは対策が必要です。

家具などの転倒による被害を防ぐには、皆さんのちょっとした工夫や日曜大工でも、十分な安全対策ができます。

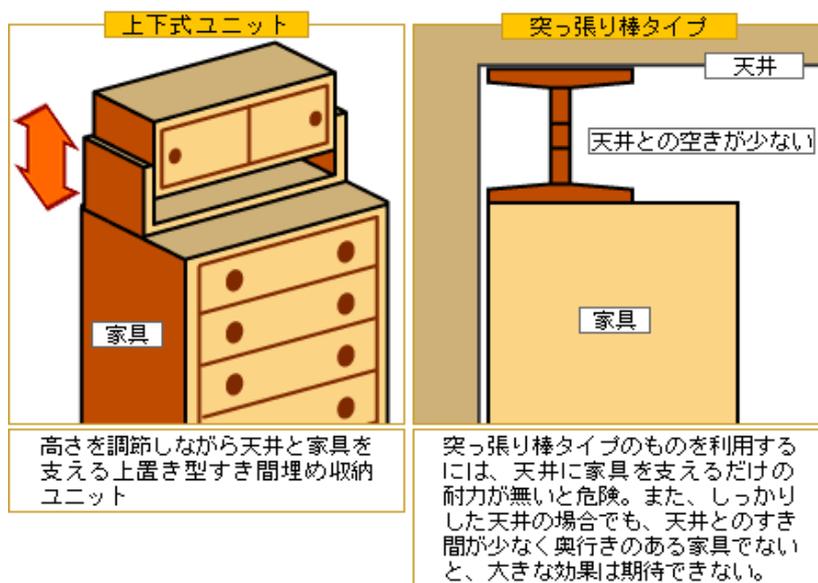
また、寝ているときに身を守る方法として、寝室には家具などを置かないなど、住まい方の工夫をしましょう。

タンスのとめかた

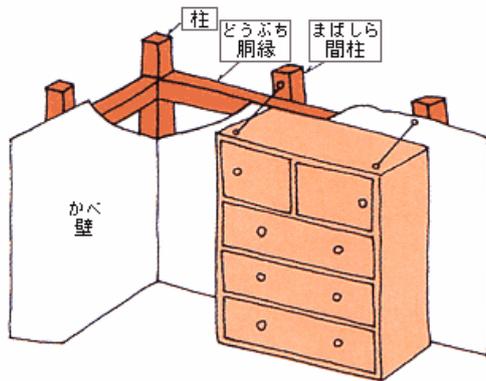
- (1) 背の高い家具は、鴨居に針金やL型金具でとめる。



- (2) さんに固定できない場合の固定方法

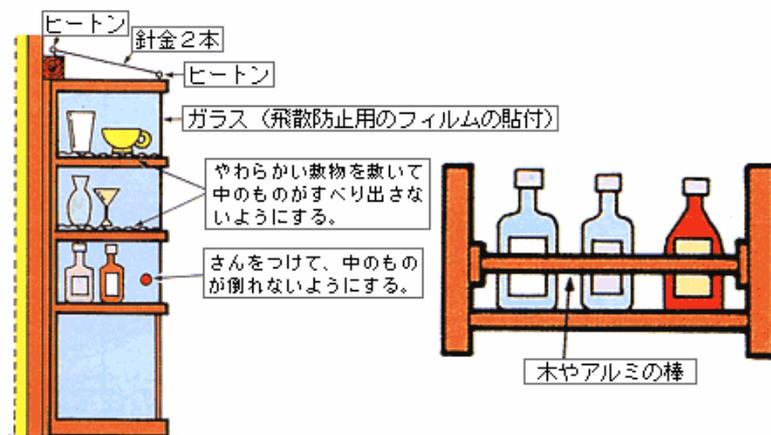


(3) 柱の見えない壁にとめる場合

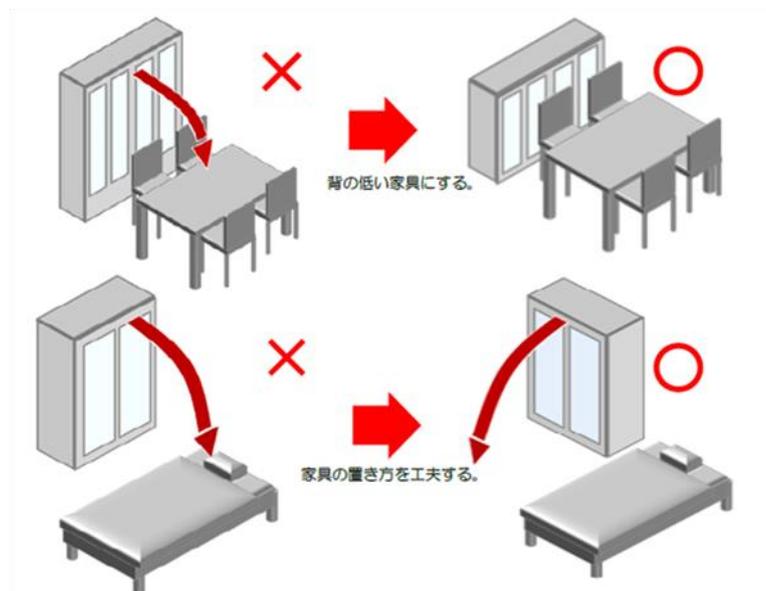


柱の見えない壁を背にして家具をとめる場合は、壁をたたいて中の間柱や胴縁のあるところをみつけて、ヒートンや金具でとめる。

(4) 食器戸棚のとめかた



(5) 『寝る場所』や『座る場所』の家具の置き方



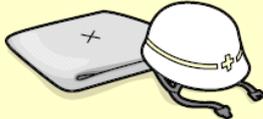
東京消防庁：『家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック』より抜粋

非常持ち出し品・備蓄品

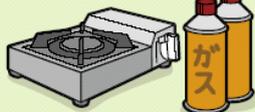
預金通帳、生命保険証書、年金手帳、健康保険証も忘れずに！

非常持ち出し品は、家族構成を考えて必要なものを用意しておきましょう。「わが家の非常持ち出し品リスト」を作り定期的に点検を行ない、非常持ち出し袋などに入れ、いつでも持ち出せる場所に置きましょう。また、備蓄しておき後で取り出す物と分けておきましょう。

1) 非常持ち出し品チェックリスト (例)

| | | | | | |
|--|--|---|---|---|--|
| <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ  | <input type="checkbox"/> 懐中電灯  | <input type="checkbox"/> 予備の乾電池  | <input type="checkbox"/> ヘルメット・防災頭巾  | <input type="checkbox"/> 非常食 (3日分)  | |
| <input type="checkbox"/> 飲料水  | <input type="checkbox"/> ライター・マッチ  | <input type="checkbox"/> ティッシュペーパー・トイレットペーパー  | <input type="checkbox"/> ナイフ・かんきり  | <input type="checkbox"/> スプーン・はし・カップ  | |
| <input type="checkbox"/> 下着・くつ下  | <input type="checkbox"/> 救急薬品・常備薬  | <input type="checkbox"/> 現金 (硬貨も)  | <input type="checkbox"/> タオル  | <input type="checkbox"/> 手ぶくろ  | |
| <input type="checkbox"/> 筆記用具・ノート (サインペンなど)  | <input type="checkbox"/> 雨具  | <input type="checkbox"/> 毛布又は寝袋  | <input type="checkbox"/> ビニール袋  | <input type="checkbox"/> リュックサック  | <input type="checkbox"/> 生理用品  |

2) 備蓄品チェックリスト (例)

| | | | | |
|---|---|--|--|---|
| <input type="checkbox"/> 飲料水  一人あたり1日 3リットルの水を3日分 | <input type="checkbox"/> 食料品  7日分うち調理不要の 非常食3日分程度 | <input type="checkbox"/> 衣類  季節に応じ ジャンパーなど | <input type="checkbox"/> 卓上コンロ (ボンベ)  | <input type="checkbox"/> ロープ  |
| | | | <input type="checkbox"/> ガス  | <input type="checkbox"/> 布製ガムテープなど  |
| | | | <input type="checkbox"/> ビニールシート (敷いたり雨よけ)  | <input type="checkbox"/> 簡易トイレ  |

夜、寝ているときも

身近な所に、懐中電灯、ラジオ、靴またはスリッパなどを置いておきましょう。(素足では、割れたガラスでケガをします。)



赤ちゃんのいる家庭では

ミルク、哺乳ビン、離乳食、スプーン、オムツ、清浄綿、おぶい紐、バスタオル又はベビー毛布、ガーゼ又はハンカチなどを追加。



災害用伝言ダイヤル『171』の使い方

災害用伝言ダイヤル「171」の使い方

①: 「171」にダイヤルする

1 7 1

災害用伝言ダイヤルの体験利用

- ・毎月1日及び15日
- ・正月3が日
- ・防災週間(8月30日9時～9月5日17時)
- ・防災とボランティア週間(1月15日9時～1月21日17時)

※体験利用の場合であっても、通話料は発生します。
※災害用伝言板の体験利用日は上記と同じですが、運用時間は異なります。

②: 伝言の登録

- 1 を押すと音声を録音できます。
- 3 で暗証番号を設定して録音できます。

自分の電話番号を「市外局番から」入力します。

X X X X - X X - X X X X

③: 音声を録音します
音声を録音できる時間は30秒間です。

②: 伝言の再生

- 2 を押すと録音された音声を再生できます。
- 4 で暗証番号が設定された音声を再生できます。

相手の電話番号を「市外局番から」入力します。

X X X X - X X - X X X X

③: 音声を再生します

災害発生時(震度6弱以上の地震など)には、NTTの災害用伝言ダイヤルが稼働します。事前契約は不要で、家族や友人などが被災した場合の安否の確認や連絡などに活用できます。

災害用伝言板など

災害発生時(震度6弱以上の地震など)には、各携帯電話事業者が運用する「災害用伝言板」や「災害用音声お届けサービス」等を使って安否情報を登録・確認することができます。それぞれの携帯電話会社のページから確認してください。

※被災地の方のメッセージを検索する際は、全ての携帯電話会社で「全社一括検索」に対応しているため、相手方の携帯電話会社を気にする必要がありません。

| | |
|-------------|---|
| ● NTTドコモ | http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/ |
| ● KDDI (au) | http://www.au.kddi.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/ |
| ● SoftBank | http://www.softbank.jp/mobile/service/dengon/ |
| ● Y!mobile | http://www.ymobile.jp/service/dengon/ |

防災情報の入手

富士宮市公式ホームページ



富士宮市の各種情報
<http://www.city.fujinomiya.shizuoka.jp/>

気象庁ウェブサイト(国土交通省 気象庁)

気象警報・注意報、洪水予報、台風情報、降水レーダー
<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

静岡県土木総合防災情報サイボスレーダー

河川水位情報、河川ライブカメラ映像
パソコン <http://sipos.pref.shizuoka.jp/>
携帯電話 <http://sipos.shizuoka2.jp/m/>
スマートフォン <http://sipos.shizuoka2.jp/sipos/>



静岡県地震防災センター

地震の知識、防災対策、静岡県第4次地震被害想定
<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/e-quakes/>

静岡県統合基盤地理情報システム

震度分布図、旧版地形図、土砂災害情報、液状化
<http://www.gis.pref.shizuoka.jp/>

青木平区 防災設備 MAP



消火栓の使い方

1. 消火栓の設置場所の確認

消火栓の位置は、『青木平区 防災設備 MAP』に“⊗”の記号で記されています。事前に確認しておきましょう。

道路に設置された消火栓は四角の枠で、黄色のペンキで表示してあります。



四角の枠で黄色のペンキ

(消火栓)

2. 消火栓使用前の準備

『消火ホース格納箱』から、下記の図に示す道具を確認し、火災現場に急行します。

消火ホース格納箱及び防災倉庫に収納されている道具類



※区民館・防災倉庫に格納されています！

3. 消火栓とホースの接続

消火栓とホースの接続方法



セットできたら、引っ張り、接続確認

消火栓とホースの接続が完了したら、放水ノズルの担当者の合図を受け、送水バルブの開閉担当者は、送水バルブをゆっくり反時計回りに回し、バルブを開け送水を開始します。

火災現場と消火栓の位置が離れている場合は、ホースを数本接続します。このような場合は、放水開始、停止の合図の伝達が必要となりますので、必要人数を配置してください。なお、ホースは各防災倉庫に格納されています。

青木平区の年間行事カレンダー

| 4 月 | |
|---|---|
| <p>春の一斉清掃</p>  | <p>定期総会</p>  |
| 8 月 | 8 月 |
| <p>青木平夏祭り</p>  | <p>総合防災訓練</p>  <p>8月の最終日曜日</p> |
| 9 月 | 10 月 |
| <p>敬老祝賀会</p>  | <p>一斉草刈り</p>  |
| 11 月 | |
| <p>富丘まつり</p>  | <p>秋の一斉清掃</p>  |
| 12 月 | 1 月 |
| <p>地域防災訓練 (第1日曜日)</p>  | <p>どんど焼き</p>  |

富士宮市からの委嘱委員の仕事について

環境美化推進委員

富士宮市では各行政区ごとに 128 区 132 人の環境美化推進委員を委嘱しています。環境美化推進委員は、緑の腕章をしてごみ集積場所での指導や、ごみの不法投棄監視など、地域の生活環境向上のための活動をおこないます。

青木平区環境美化委員の仕事内容

1. 富士宮市生活環境課からの委嘱業務の内容

1.1. 毎週一度各集積所（第 1 ～ 3 集積所）の巡回

毎月末、巡視報告書を市へ提出する。（封書にて市へ郵送）

1.2. 不法投棄物の回収、報告

ごみ不法投棄処理票を市へ提出する。（封書にて市へ郵送）

〔問い合わせ先〕

環境部 生活環境課 廃棄物対策係

〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町 150 番地(市役所 4 階)

電話番号：0544-22-1137

ファックス番号：0544-22-1207

メール：kankyo@city.fujinomiya.lg.jp

* 封筒、巡視報告書、ごみ不法投棄処理票は総会で配布されます。

2. 青木平区への協力行事および役割

2.1. 春の一斉清掃（クリーン作戦）時のごみ集積所のペンキ塗り（年一回の頻度）

毎年一カ所ごみ集積所のペンキ塗りを実施するので在庫を確認の上、不足があればペンキを用意する。1 缶あれば足りる

購入したペンキの費用は、区へ請求する。

* ペンキ塗りは、春の一斉清掃時、雨天の場合は秋に延期される場合がある。

2.2. ごみ集積所掃除当番表の作成依頼と確認

2.3. 粗大ごみ回収の立ち会い（年 4 回）

公園西側入口（リズム幼稚園の向かい側）で粗大ごみの回収に立ち会い、回収後は掃除を行う。

粗大ごみ回収車は am 8 : 0 0 ～ 9 : 0 0 頃に来る。

青木平区環境美化委員の引き継ぎ内容

1. 青木平区環境美化委員（以下、環境美化委員という）の役割
環境美化委員は、富士宮市から環境美化推進委員として業務委嘱され、青木平区の環境美化に貢献する。
また、区長からの要請を受け、青木平区の環境美化関連業務を遂行する。
2. 任 期
原則として2年間（10月1日～翌々年の9月30日まで）
3. 環境美化委員の位置付け
青木平区の推薦委員として、環境美化に関する市からの委託業務推進、区との協力、および区執行部会への提言を行う。
4. 環境美化委員の主な仕事
 - 4.1. ごみ集積所の管理
 - 1) ごみ集積所のパトロール（原則 週3回 水・金・土）
 - 2) ごみ集積所巡視報告書を月に1度、市に送付する。
* 第三様式+指定封筒で毎月5日の〆切りとなっています。
 - 3) ごみ当番表の作成依頼と集積所への掲示。
 - 4) 第1～第3集積所の清掃当番順に次回当番となる班長に、当番表の作成を依頼する。❖
最低でも2ヶ月前に班長に依頼すること。
なお、各班長には、作成した清掃当番表を自班の世帯数分コピーし、配布すること、及び当番表を一部、担当ごみ集積所に掲示することを伝えて下さい。
 - 4.2. ルール違反ごみの処理について
 - 1) 原則として、清掃当番となる班に処理をお願いしています。
 - 2) 違反ごみが累積した場合は、当番班の班長に連絡し処理をお願いする。
 - 3) 不法投棄ごみについては環境美化委員が、ごみ不法投棄処理票に記入し、市に提出して処理してもらいます。
 - 4.3. 集積所の鍵の管理について
 - 1) ごみ集積所の鍵は当番班から次の当番班長に回す仕組みとなっています。
 - 2) 第1から第3集積所の予備キーは、環境美化委員が保管します。
 - 4.4. 粗大ごみの処理（4回／年 3月・6月・9月・12月）
 - 1) 粗大ごみ集積場所：公園西側入口（リズム幼稚舎の向かい側）
 - 2) 粗大ごみ出し時間：午前6:00～8:00 まで
 - 3) 粗大ごみ回収後の清掃は環境美化委員が行います。

5. 春の一斉清掃（クリーン作戦）時のごみ集積所のペンキ塗り（年1回）

1) 毎年、春の一斉清掃日にごみ集積所の1カ所のペンキ塗りを実施する。

＊当日、雨天の場合は予定していたペンキ塗り作業は秋の一斉清掃日に延期される場合がある。

2) 環境美化委員は、塗装作業に支障が無きよう、ペンキの在庫を確認し、不足があれば購入し、準備する。ペンキは1缶あれば充分足りる。

3) なお、ペンキ塗りの必要人員及び道具類は役員会で確保する。

ペンキ塗り作業で使用する道具は公民館南側の防災倉庫内に保管されている。（バケツ・ハケ・ワイヤーブラシなど）

ペンキ塗り作業に参加した方々で使用した道具の片付け（水洗い含む）を実施。

6. 夏（10月）の一斉草刈りについて

青木平区の美化活動として毎年9月末から10月上旬に、道路際に生えた雑草の草刈りを実施する。

環境美化委員としての直接的な役割はないが、区民の一人として草刈り活動に協力していく。

7. その他

引き継ぎ会を開催し、以上の内容を次の環境美化委員に確実に引き継いで頂く。

第 集積所**清掃当番のお願い****町内 _____ 班****(厳守願います)**

当番表の作成が終了したら、その**コピーを次の当番の班長さんに必ずお渡しください。**

ゴミの出し方が正しく理解されていないため、違反のものが蓄積される状況にあります。清掃当番が、違反の物について次の収集日までに知照していただければ回収されますが、そのままといつまでたっても放置状態と成ります。そうすると、他の人も平気で同じ様にゴミを出して来てしまいます。当番の方には回収されなかった物については、ご面倒をお掛けしますが清掃時に分別をお願いします。

(清 掃 曜 日)

当番表は裏面です！

水曜日： 可燃物の日

**金曜日： 不燃物・紙パック・トレイ・かん ペットボトル・びん
市のごみ収集日程表を確認下さい**

土曜日： 可燃物の日

(重要) 当番表を作成しコピーを次の当番の班長さんに渡した後、以下の状況が発生した場合は当初計画を変更せず、班内で処置願います。

(ケース1) 退会者がいた場合。 班内で代理対応をお願いします。

(ケース2) 新規加入者があった場合。 次回から清掃当番に加えてください。

- ① なるべく早く清掃をお願いします。仕事の都合で午前中に出来ない人はあらかじめ班長にお知らせください。※(収集後のカギ開放状態をなくすためです。)
- ② 分別出来ないなどの理由で収集不可だった物については、次回に収集できるように対応してください。※(必ず、市指定の袋をしようして分別してください。)
- ③ 清掃後、カギ掛けをしっかりとしてください。 ※(ルール違反のゴミをなくすためです。)

班長さんは全員が終了したら「当番グッズ」を次の当番班の班長さんに引き継いでください。

ゴミ集積所の清掃当番表 (参考資料)

当番表

カギあけは、朝6時をお願いします。

(裏面)

※ カギ開けの連絡先を代表者とする場合は、代表者の氏名、および電話番号をご記入ください。

◆代表者氏名: _____
 ◆電話番号: _____

| 氏名 | 期間 | 電話番号 |
|----|-------|------|
| 1 | / ~ / | |
| 2 | / ~ / | |
| 3 | / ~ / | |
| 4 | / ~ / | |
| 5 | / ~ / | |
| 6 | / ~ / | |
| 7 | / ~ / | |
| 8 | / ~ / | |
| 9 | / ~ / | |
| 10 | / ~ / | |
| 11 | / ~ / | |
| 12 | / ~ / | |
| 13 | / ~ / | |
| 14 | / ~ / | |
| 15 | / ~ / | |
| 16 | / ~ / | |
| 17 | / ~ / | |
| 18 | / ~ / | |
| 19 | / ~ / | |
| 20 | / ~ / | |

| 氏名 | 期間 | 電話番号 |
|----|-------|------|
| 21 | / ~ / | |
| 22 | / ~ / | |
| 23 | / ~ / | |
| 24 | / ~ / | |
| 25 | / ~ / | |
| 26 | / ~ / | |
| 27 | / ~ / | |
| 28 | / ~ / | |
| 29 | / ~ / | |
| 30 | / ~ / | |
| 31 | / ~ / | |
| 32 | / ~ / | |
| 33 | / ~ / | |
| 34 | / ~ / | |
| 35 | / ~ / | |
| 36 | / ~ / | |
| 37 | / ~ / | |
| 38 | / ~ / | |
| 39 | / ~ / | |
| 40 | / ~ / | |

民生児童委員

民生委員は、民生委員法及び児童福祉法に基づき、区長から推薦を受け、市長が推薦をして厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員（ボランティア）です。それぞれの地域において社会福祉の増進に向け、活動を行います。また、「児童委員」を兼ねていますので、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、児童福祉への活動も合わせて行います。

1. 民生委員の主な活動

- 高齢者や障害のある方の福祉に関する相談や、支援を必要とする方と行政や専門機関をつなぐパイプ役を努めます。
- 富丘地区社会福祉協議会推進委員として『あったか家族の集い部会』、『福祉の集い部会』を担当します。

2. 任 期

3年間 再任も可能。 毎年12月が一斉改選の時期

保健委員

富士宮市健康増進課（保健センター）から委嘱された仕事です。自らの健康に関心を持ってもらえるよう、健康づくり推進のために活動します。

1. 保健委員の主な活動

- 年に3～4回程度、全体研修会が行われます。また、富丘支部の活動として定例会が実施され、勉強会やイベントの準備を行います。
定例会は概ね1ヶ月～2ヶ月に1回程度開催されます。
- 富丘地区社会福祉協議会推進委員として『三世代交流部会（ウォーキング大会）』を担当します。
- 富丘まつり祭典委員として（要請があれば）『健康チェックコーナー』を担当します。

2. 任 期

2年間 （4月1日～翌々年の青木平区定例総会終了まで）

防災委員（各班選出の防災委員ではありません）

富士宮市危機管理局から委嘱された仕事で、災害時避難場所における自主防災会長（区長）の補佐を行います。

1. 防災委員の主な活動

- 青木平区においては防災委員長として、総合防災訓練（8月第4日曜日）、地域防災訓練（12月第1日曜日）および防災機材操作訓練等を指揮し、区民の防災意識の向上と、訓練を通して災害発生を想定した行動の意識付けを推進します。

- 任期中は青木平区の理事として執行部会および役員会へ出席します。

2. 任 期

2年間 （4月1日～翌々年の青木平区定例総会終了まで）

青少年指導員

富士宮市教育委員会から委嘱された仕事です。地域社会における青少年活動を推進し、青少年の健全育成を図るため、地域の青少年育成団体・青少年指導者等と連携を取りながら、地域ぐるみで青少年を育成する推進役として活動します。

1. 青少年指導員の主な活動

- 青少年団体などへの助言・指導や、非行防止のための巡回などが含まれます。

2. 任 期

2年間 （4月1日～翌々年の青木平区定例総会終了まで）

富丘地区社会福祉協議会からの委嘱委員の仕事について

地域代表

1. 地域代表の主な活動

- 富丘地区社会福祉協議会推進員として『広報部会』を担当します。
 - 富丘まつり祭典委員として『企画部会』を担当します。
- なお、担当するいずれの部会も変更される場合があります。

2. 任 期

2年間 （4月1日～翌々年の青木平区定例総会終了まで）

体育委員

1. 体育委員の主な活動

- 富丘地区社会福祉協議会推進員として『グラウンド・ゴルフ部会』を担当します。
- 富丘まつり祭典委員として『運営・演出部会』を担当します。
- 青木平区内の活動として以下の取り組みを行います。
 - ① 市民スポーツ祭、富丘地区スポーツ活動窓口
 - ② 市民スポーツ祭 区対抗試合（参加の場合）の支援
（グラウンド・ゴルフ大会、卓球大会、その他）

青木平区 役員持ち回り表

平成 29 年度 4 月（定例総会後）より、班名は新区割りの班名となる

| 1 町 内 | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|----|---|---|----|---|----|----|---|----|----|---|----|----|---|---|
| 西暦 | 1班 | | | 2班 | | | 3班 | | | 4班 | | | 5班 | | |
| 2015年 | | | | | | | | | | | | | 会 | | |
| 2016 | | | | | | 環 | | | | | | 地代 | 長 | | |
| 2017年 | | | | | | 地代 | | | | | | 保 | 会 | | |
| 2018 | ★ | 体 | 防 | | | | | 会 | | | | 健 | 長 | | |
| 2019 | 会 | | | | | 体 | | 計 | | | | | | | |
| 2020 | 長 | | | | | 育 | | | | | | 環 | | | 地 |
| 2021 | | | 保 | 会 | | | | | 防 | | | 美 | | | 代 |
| 2022 | | | 健 | 長 | | | | | 災 | | | | | 会 | |
| 2023 | | | | | | | | 会 | | | | 体 | | 計 | |
| 2024 | | | 環 | | | 地 | | 長 | | | | 育 | | | |
| 2025 | | | 美 | | | 代 | | | 保 | 会 | | | | | 防 |
| 2026 | | | | | 会 | | | | 健 | 長 | | | | | 災 |
| 2027 | | | 体 | | 計 | | | | | | | | | 会 | |
| 2028 | | | 育 | | | | | | 環 | | | 地 | 長 | | |
| 2029 | 会 | | | | | 防 | | | 美 | | | 代 | | | 保 |
| 2030 | 長 | | | | | 災 | | | | | 会 | | | | 健 |
| 2031 | | | | 会 | | | | | 体 | | 計 | | | | |
| 2032 | | | 地 | 長 | | | | | 育 | | | | | | 環 |
| 2033 | | | 代 | | | 保 | 会 | | | | | 防 | | | 美 |
| 2034 | | 会 | | | | 健 | 長 | | | | | 災 | | | |
| 2035 | | 計 | | | | | | | | 会 | | | | | 体 |
| 2036年 | | | | | | 環 | | | 地代 | 長 | | | | | 育 |

| 2 町 内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|----|---|---|----|---|---|----|---|---|----|---|---|----|---|---|------|---|----|
| 西暦 | 1班 | | | 2班 | | | 3班 | | | 4班 | | | 5班 | | | 旧 6班 | | |
| 2015年 | | | | 会 | 長 | 保 | | | | | | 美 | | | | | | 地代 |
| 2016 | | 会 | | | | 健 | 会 | | | | | | | | | | 防 | 体 |
| 2017年 | | 計 | 環 | 長 | | | | | | | | 災 | | | | | 育 | |
| 2018 | | | | | | 地 | 会 | | | | | 環 | | | | | | |
| 2019 | | | 保 | | | 代 | 長 | | | | | 美 | | | | | 防 | |
| 2020 | | | 健 | | 会 | | | | | | 会 | | | | | | 災 | |
| 2021 | | | | | 計 | | | | 体 | 長 | | | | | | | | |
| 2022 | | | 環 | | | | | | 育 | | | 地 | 会 | | | | | |
| 2023 | | | 美 | | | 防 | | | 保 | | | 代 | 長 | | | | | |
| 2024 | 会 | | | | | 災 | | | 健 | | 会 | | | | | | | |
| 2025 | 長 | | | | | | | | | | 計 | | | | | | 体 | |
| 2026 | | | 地 | 会 | | | | | 環 | | | | | | | | 育 | |
| 2027 | | | 代 | 長 | | | | | 美 | | | 防 | | | | | 保 | |
| 2028 | | 会 | | | | | 会 | | | | | 災 | | | | | 健 | |
| 2029 | | 計 | | | | 体 | 長 | | | | | | | | | | | |
| 2030 | | | | | | 育 | | | 地 | 会 | | | | | | | 環 | |
| 2031 | | | 防 | | | 保 | | | 代 | 長 | | | | | | | 美 | |
| 2032 | | | 災 | | | 健 | | 会 | | | | | | | 会 | | | |
| 2033 | | | | | | | | 計 | | | | 体 | 長 | | | | | |
| 2034 | 会 | | | | | 環 | | | | | | 育 | | | | | 地 | |
| 2035 | 長 | | | | | 美 | | | | 防 | | 保 | | | | | 代 | |
| 2036年 | | | | 会 | 長 | | | | 災 | | | 健 | | 会 | 計 | | | |

「青木平区役員持ち回り表」新規作成の考え方

1. 新たな役員持ち回り表を作成に関する考え方（基本原則）

- 1) 各町内から選出される町内会長（任期2年）の持ち回り順序は、従来通りの班順送り、持ち回り制を継続する。
- 2) 同じ班から町内会長と会計の選出が重ならぬよう、調整する。
- 3) 同一年で、同じ班から2名以上の役員選出とならないよう、調整する。
- 4) 持ち回り役員の担当が、一部の班に偏らぬよう、公平さを確保する。

2. 班編成の改編に伴い、任期中に班の異動が生じた場合の処置について

- 1) 任期中に班の異動が生じた場合は、異動先の班にて担当の役割を継続して頂く。
- 2) 異動先で任期満了した場合の実績は、『輪番順序』へ反映する場合としない場合がある。
 - (a) 第1町内会長 : 2017年（H29年）は従来 of 順番である1-5（旧1-6）へ回る。
 - (b) 第2町内会長 : 改編のため任期途中で2-3から2-2へ異動、役割継続。任期満了後、2-3（旧2-4）から順に回す。
 - (c) 会計 : 改編の影響なし。調整変更なし。
 - (d) 環境美化委員 : 改編のため任期途中で1-2から2-1へ異動、役割継続。任期満了後、2-4から順番に回す。
 - (e) 地域代表委員 : 改編のため任期途中で1-4から1-2へ異動、役割継続。任期満了後、他の役割との重複を避け順番決定。
 - (f) 保健委員 : 改編のため任期途中で2-2から2-3へ異動、役割継続。任期満了後、他の役割との重複を避け順番決定。

3. 特例処置（2017年、2018年を調整期間とし、特例処理を講じた）

- 1) 体育委員 : 改編のため任期途中で2-6から2-5へ異動、役割継続。任期満了後、2018年（H30年）は調整のため、1-1が担当し任期を1年とする。2019年（H31年）は1-2が担当し、従来 of 任期2年に戻る。
- 2) 防災委員長 : 改編のため任期途中で2-5から2-4へ異動、役割継続。任期満了後、H30年は調整のため、1-1が担当し任期を1年とする。2019年（H31年）は2-5が担当し、従来 of 任期2年に戻る。

上記の調整および特例処置によって役員選出の『負担軽減』および『公平性』を確保することができた。

＊ 役員の重複選出を解消した。

＊ 不連続無役期間を解消し、規則正しく役が回ってくるようにした。

青木平区 中央公園清掃について

1 清掃内容

- ひと月ごとの各班持ち回りとなります。（5月は2回）
- 公園内とその周辺の落葉の掃き掃除、U字溝の泥撤去が主な掃除内容になります。
- 第2防災倉庫（公園トイレ裏）内に竹ぼうき等の清掃用具が入っていますのでご利用ください。または、第一防災倉庫の裏側の倉庫に竹ぼうき等が入っています。
- 落葉を回収したゴミ袋は、第1集積所（区民館横）に入れてください。
- 区民館周りの樹木の剪定を必要に応じ行ってください。

2 引き継ぎ

- 引き継ぎノートに清掃内容、申し送り事項等をご記入いただき、次の清掃当番班へ第1集積所の鍵と共に渡してください。

中央公園清掃分担表

| 西暦 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月上旬 | 5月下旬 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|-------|-----|-----|-----|-----|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 2016年 | 1-1 | 1-2 | 1-3 | 1-4 | 1-5 | 1-6 | 2-1 | 2-2 | 2-3 | 2-4 | 2-5 | 2-6 | 1-1 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 2017年 | 1-2 | 1-3 | 1-4 | 1-5 | 2-1 | 2-2 | 2-3 | 2-4 | 2-5 | 1-1 | 1-2 | 1-3 | 1-4 |
| 2018 | 1-5 | 2-1 | 2-2 | 2-3 | 2-4 | 2-5 | 1-1 | 1-2 | 1-3 | 1-4 | 1-5 | 2-1 | 2-2 |
| 2019 | 2-3 | 2-4 | 2-5 | 1-1 | 1-2 | 1-3 | 1-4 | 1-5 | 2-1 | 2-2 | 2-3 | 2-4 | 2-5 |
| 2020 | 1-1 | 1-2 | 1-3 | 1-4 | 1-5 | 2-1 | 2-2 | 2-3 | 2-4 | 2-5 | 1-1 | 1-2 | 1-3 |
| 2021 | 1-4 | 1-5 | 2-1 | 2-2 | 2-3 | 2-4 | 2-5 | 1-1 | 1-2 | 1-3 | 1-4 | 1-5 | 2-1 |
| 2022 | 2-2 | 2-3 | 2-4 | 2-5 | 1-1 | 1-2 | 1-3 | 1-4 | 1-5 | 2-1 | 2-2 | 2-3 | 2-4 |
| 2023 | 2-5 | 1-1 | 1-2 | 1-3 | 1-4 | 1-5 | 2-1 | 2-2 | 2-3 | 2-4 | 2-5 | 1-1 | 1-2 |
| 2024 | 1-3 | 1-4 | 1-5 | 2-1 | 2-2 | 2-3 | 2-4 | 2-5 | 1-1 | 1-2 | 1-3 | 1-4 | 1-5 |
| 2025 | 2-1 | 2-2 | 2-3 | 2-4 | 2-5 | 1-1 | 1-2 | 1-3 | 1-4 | 1-5 | 2-1 | 2-2 | 2-3 |
| 2026 | 2-4 | 2-5 | 1-1 | 1-2 | 1-3 | 1-4 | 1-5 | 2-1 | 2-2 | 2-3 | 2-4 | 2-5 | 1-1 |
| 2027 | 1-2 | 1-3 | 1-4 | 1-5 | 2-1 | 2-2 | 2-3 | 2-4 | 2-5 | 1-1 | 1-2 | 1-3 | 1-4 |
| 2028年 | 1-5 | 2-1 | 2-2 | 2-3 | 2-4 | 2-5 | 1-1 | 1-2 | 1-3 | 1-4 | 1-5 | 2-1 | 2-2 |

防災訓練時の各班の役割表

| | 訓練区分 | | 消火訓練 | | 給食・給水訓練 | | 救護訓練 | |
|---|--------|-----|-----------------|--------------------|----------|---------|------------------------|---------------------|
| | 実施訓練項目 | | 消火栓訓練 水消火器操作 | 可搬式ポンプ操作 水消火器操作 | 非常食・炊き出し | 給水ポンプ操作 | テント設置・解体 簡易トイレ設置・解体 | 発電機・担架搬送 三角巾・AED |
| 1 | 2017年 | 8月 | 2町内 2班・5班 | 1町内 2班・5班 | 2町内 4班 | 1町内 3班 | 2町内 1班・3班 | 1町内 1班・4班 |
| | | 12月 | 1町内 2班・5班 | 2町内 2班・5班 | 1町内 3班 | 2町内 4班 | 1町内 1班・4班 | 2町内 1班・3班 |
| 2 | 2018年 | 8月 | 2町内 1班・4班 | 1町内 1班・4班 | 2町内 3班 | 1町内 2班 | 2町内 2班・5班 | 1町内 3班・5班 |
| | | 12月 | 1町内 1班・4班 | 2町内 1班・4班 | 1町内 2班 | 2町内 3班 | 1町内 3班・5班 | 2町内 2班・5班 |
| 3 | 2019年 | 8月 | 2町内 3班・5班 | 1町内 3班・5班 | 2町内 2班 | 1町内 1班 | 2町内 1班・4班 | 1町内 2班・4班 |
| | | 12月 | 1町内 3班・5班 | 2町内 3班・5班 | 1町内 1班 | 2町内 2班 | 1町内 2班・4班 | 2町内 1班・4班 |
| 4 | 2020年 | 8月 | 2町内 2班・4班 | 1町内 2班・4班 | 2町内 1班 | 1町内 5班 | 2町内 3班・5班 | 1町内 1班・3班 |
| | | 12月 | 1町内 2班・4班 | 2町内 2班・4班 | 1町内 5班 | 2町内 1班 | 1町内 1班・3班 | 2町内 3班・5班 |
| 5 | 2021年 | 8月 | 2町内 1班・3班 | 1町内 1班・3班 | 2町内 5班 | 1町内 4班 | 2町内 2班・4班 | 1町内 2班・5班 |
| | | 12月 | 1町内 1班・3班 | 2町内 1班・3班 | 1町内 4班 | 2町内 5班 | 1町内 2班・5班 | 2町内 2班・4班 |
| 6 | 2022年 | 8月 | 2町内 2班・5班 | 1町内 2班・5班 | 2町内 4班 | 1町内 3班 | 2町内 1班・3班 | 1町内 1班・4班 |
| | | 12月 | 1町内 2班・5班 | 2町内 2班・5班 | 1町内 3班 | 2町内 4班 | 1町内 1班・4班 | 2町内 1班・3班 |
| 7 | 2023年 | 8月 | 2町内 1班・4班 | 1町内 1班・4班 | 2町内 3班 | 1町内 2班 | 2町内 2班・5班 | 1町内 3班・5班 |
| | | 12月 | 1町内 1班・4班 | 2町内 1班・4班 | 1町内 2班 | 2町内 3班 | 1町内 3班・5班 | 2町内 2班・5班 |
| 8 | 2024年 | 8月 | 2町内 3班・5班 | 1町内 3班・5班 | 2町内 2班 | 1町内 1班 | 2町内 1班・4班 | 1町内 2班・4班 |
| | | 12月 | 1町内 3班・5班 | 2町内 3班・5班 | 1町内 1班 | 2町内 2班 | 1町内 2班・4班 | 2町内 1班・4班 |
| 9 | 2025年 | 8月 | 2町内 2班・4班 | 1町内 2班・4班 | 2町内 1班 | 1町内 5班 | 2町内 3班・5班 | 1町内 1班・3班 |
| | | 12月 | 1町内 2班・4班 | 2町内 2班・4班 | 1町内 5班 | 2町内 1班 | 1町内 1班・3班 | 2町内 3班・5班 |

青木平夏祭り実行委員長・アトラクション・出店 分担表

| 担当内容 | | 2017年 | | 2018年 | | 2019年 | | 2020年 | | 2021年 | | 2022年 | | 2024年 | | 2024年 | |
|---------|---------------------------------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | | 1町内 | 2町内 |
| 役員 | 実行委員長 | 1 | | | 2 | 3 | | | 4 | 5 | | 1 | 2 | | | | 3 |
| | 会計 | | 1 | 2 | | | 3 | 4 | | | 5 | 1 | | | 2 | 3 | |
| アトラクション | 抽選会・おにぎり引換 | 5 | | | 3 | 1 | | | 4 | 1 | | | 5 | 2 | | | 1 |
| | 花火 | 1 | | | 5 | 2 | | | 5 | 3 | | | 1 | 4 | | | 2 |
| | 綱引き | 2 | | | 4 | 3 | | | 1 | 4 | | | 2 | 5 | | | 3 |
| | ピンゴノカラオケ (H29年以降カラオケと統合) | 3 | | | 1 | 4 | | | 2 | 5 | | | 3 | 3 | | | 4 |
| | 輪投げノスイカ割 | 4 | | | 2 | 5 | | | 3 | 2 | | | 4 | 1 | | | 5 |
| 出店 | 綿菓子ノポップコーン | | 5 | 3 | | | 1 | 4 | | | 1 | 5 | | | 2 | 1 | |
| | 焼きそば | | 1 | 5 | | | 2 | 5 | | | 3 | 1 | | | 4 | 2 | |
| | スーパーボールノヨーヨー (H29年以降ヨーヨーと統合) | | 2 | 4 | | | 3 | 1 | | | 4 | 2 | | | 5 | 3 | |
| | フランクフルトノ焼き鳥 | | 3 | 1 | | | 4 | 2 | | | 5 | 3 | | | 3 | 4 | |
| | ビールノラムネノかき氷 | | 4 | 2 | | | 5 | 3 | | | 2 | 4 | | | 1 | 5 | |

困った時の連絡先

◆ 防犯灯（外灯）の交換

防犯灯が切れているときは、伊藤電気が交換しますので、**※電柱番号**をお伝え下さい。

伊藤電気 TEL 24-8959

※電柱番号は4ケタの数字で「青木 0000」と表示されています。

◆ 立木の枝の伐採について

近隣の住居者のいない土地より出ている立木や枝の伐採を希望する場合で、電線に架かっている時は、NTTまたは東京電力へ **※電柱番号**を伝え、対応してもらって下さい。

株式会社NTT 西日本 - 東海 富士営業所

TEL 0545-54-2196

東京電力株式会社カスタマーセンター静岡

TEL 0120-995-901

※電柱番号は4ケタの数字で「青木 0000」または「坂下実紀00 右0」などと表示されています。

電線に掛かっていない場合は、近鉄不動産に該当番地を伝え、対応してもらって下さい。

近鉄不動産（株）首都圏事業部

TEL 03-3271-2481

◆ 同報無線情報 富士宮市消防本部警防課火災情報テレホンサービス

火災に関するお問い合わせは、TEL 0544-24-0009

寄り合い処のご案内

～四季折々に趣きを変える環境抜群の地で“明るく、元気に、楽しく”をモットーに、年齢に関係なく、気兼ねなく自由に集う時間を共有し、そこから新しい仲間や支え合いに発展して、引きこもり予防や気分転換が出来る時間を大切にしたい～
そんな寄り合い処です。

但し、寄り合い処に参加して頂きましたら、

①人の悪口、うわさ話はしない ②宗教の話はしない

③前歴の詮索はしない ④持ち込み（菓子等）はしない

以上の約束事で、**区民館にて毎月30日、午前10:00～11:30**（2月、12月は別日）に活動しています。

皆様の参加をお待ちしております！

管理費は、社会福祉協議会と区からの補助で賄っています。

お問い合わせは、寄り合い処 代表 高木陽子 青木平 355 TEL 23-8522

110番は
緊急の事件・事故などをいち早く
警察に通報するための**緊急電話**です

生活の安全に関する不安や悩み

警察業務に関する**意見・要望**は
警察相談専用電話**#9110**
に連絡してください

こんなときはすぐに 110 番

- けんかをしているのを目撃したり、人の悲鳴を聞いたとき
- 刃物などの凶器を持っている人を目撃したとき
- 不審な人や車を目撃したとき
- 空き巣・ひったくりなどの盗難被害にあったとき
- 倒れている人や迷子などをみたとき
- 交通事故に遭ったとき



こんなときはすぐに 119 番

- 意識がない。
- 呼吸が困難である。
- 胸痛がする。
- 怪我をして出血がひどい。
- 腹部を強く打った後、痛みが強く、嘔吐や吐き気がする。
- 広範囲なやけどをした。
- 頭を打った。または、その他の理由で意識状態がおかしい。
- 激しい腹痛がする。
- 大量の吐血や下血がある。
- 痙攣が続いている。

緊急連絡先

| | |
|----------|--------------|
| 救急医療センター | 0544-24-9999 |
| 富士宮市立病院 | 0544-27-3151 |
| 西消防署 | 0544-27-0019 |
| 福祉相談センター | 0544-29-7808 |